

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	大口町 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「母子保健に関する事務」を行うため「健康管理」システム等を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供、健康診査データの提供
③システムの名称	健康管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ、申請管理、サービス検索・電子申請機能窓ロソリューション(申請管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項、別表第1、第70項(母子保健に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の第95項、第96項・表の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの」又は「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの」となっているもの。 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(第42項、第48項、第71項、第80項、第95項、第112項、第125項、第161項) ・表の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」、「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」、「母子保健法による健康診査に関する情報であって第九十七条で定めるもの」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号0587(95)1699

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号0587(94)1222
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住所を含む3情報(氏名、生年月日、性別)による住基ネット照会を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分に行っている <div style="margin-left: 20px;"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分である <div style="margin-left: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	毎年度研修計画及び監査計画を立て、会計年度任用職員を含む全職員へマイナンバー及び情報セキュリティに関する研修受講を実施している。また、特定個人情報を取り扱う全部署へ毎年度自己点検を実施し、輪番制で自己点検結果について内部監査を実施しているが、当該自己点検の点検内容に、マニュアル整備・研修受講についてチェック項目を設け、実施されていることを確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	課長 佐藤幹広	課長 服部昭彦	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	I-1-② 事務の概要	②情報ネットワークシステムへの妊娠届出データ提供	健康診査データ提供を追加	事前	
令和2年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	○番号法第19条第7号、別表第2の第70項	第69の2項を追加	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月6日	I-1-③ システムの名称	健康かるでシステム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、あいち電子申請・届出システム	健康かるでシステム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部健康生きがい課	大口町健康福祉部こども課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部健康生きがい課 電話番号0587(94)0051	大口町健康福祉部こども課 電話番号0587(94)1222	事前	
令和6年8月14日	I-8 個人番号の利用	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項、別表第1、第49項(母子保健に関する事務であって主務省令で定めるもの)	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項、別表第1、第70項(母子保健に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年8月14日	I-4-② 法令上の根拠	【別表第二における情報照会】(大口町→他機関) ○番号法第19条第8号、別表第2の第69の2項、第70項 ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの。 【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) ○番号法第19条第8号、別表第2(第26項、第56の2項、第69の2項、第87項) ・別表第2の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」、「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」、「母子保健法による健康診査に関する情報」であって主務省令で定めるもの)が含まれる項	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条表の第95項、第96項 ・表の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの」又は「母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの」となっているもの。 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条表(第42項、第48項、第71項、第80項、第95項、第112項、第125項、第161項) ・表の第3欄(情報提供者が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」、「母子保健法による健康診査に関する情報」であって第九十七	事後	
令和7年1月9日	IV-8 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和7年1月9日	IV-8 判断の根拠		住所を含む3情報(氏名、生年月日、性別)による住基ネット照会を行っている。	事前	
令和7年1月9日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年1月9日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年1月9日	IV-11 判断の根拠		毎年度研修計画及び監査計画を立て、会計年度任用職員を含む全職員へマイナンバー及び情報セキュリティに関する研修受講を実施している。また、特定個人情報を取り扱う全部署へ毎年度自己点検を実施し、輪番制で自己点検結果について内部監査を実施しているが、当該自己点検の点検内容に、マニュアル整備・研修受講についてチェック項目を設け、実施されていることを確認している。	事前	
令和7年1月9日	I-1-③ システムの名称	健康かるでシステム(母子保健)、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ、申請管理、サービス検索・電子申請機能 窓ロソリューション(申請管理)	事前	
令和7年1月9日	表紙 特記事項	大口町は、「母子保健に関する事務」を行うため「健康かるでシステム(母子保健)」を使用している。	大口町は、「母子保健に関する事務」を行うため「健康管理」システム等を使用している。	事前	